

防災管理定期点検報告

(消防法第36条)

平成19年6月の消防法改正により、大規模建築物等については、防災管理業務の実施が義務付けられ、その実施状況を毎年1回定期的に防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告する防災管理点検報告制度が創設されました。

防災管理点検報告が必要な防火対象物

対象用途	
劇場等 (1項)	風俗営業店舗等 (2項)
飲食店等 (3項)	百貨店等 (4項)
ホテル等 (5項イ)	病院・社会福祉施設等 (6項)
学校等 (7項)	図書館・博物館等 (8項)
公衆浴場等 (9項)	車両の停車場等 (10項)
神社・寺院等 (11項)	工場等 (12項)
駐車場等 (13項イ)	その他の事業所等 (15項)
文化財である建築物 (17項)	

+

規模
①階数が11以上の 防火対象物 延べ面積 1万m ² 以上
②階数が5以上 10以下の 防火対象物 延べ面積 2万m ² 以上
③階数が4以下の 防火対象物 延べ面積 5万m ² 以上

(階数は、地階を除く)

地下街 (16項の2)

+

延べ面積 1,000m ² 以上

※共同住宅(5項ロ)、格納庫等(13項ロ)、倉庫(14項)は含まれない。

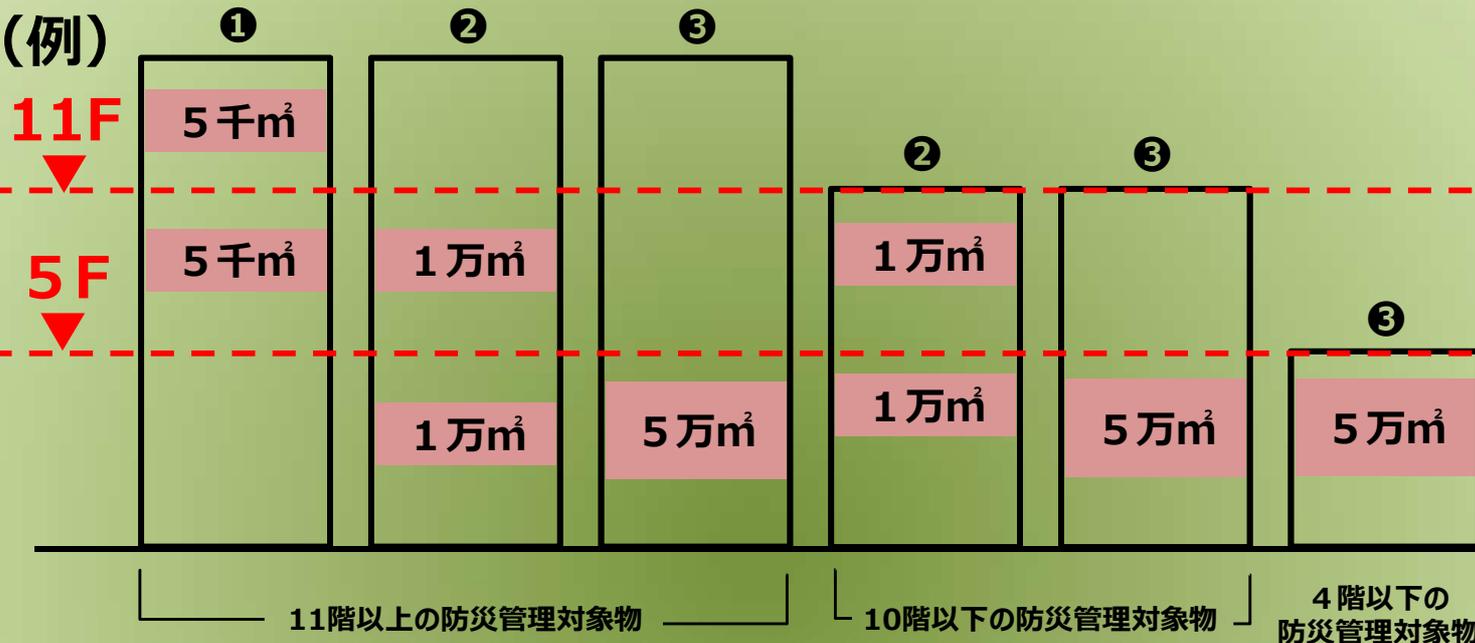
※ 出典：消防庁「大地震発生時等の大規模・高層ビル等における防災体制の整備を図る 消防法の改正 平成21年6月1日から施行」

※ 出典：(一財)日本消防設備安全センター「大規模高層ビルの防災管理のために防災管理定期点検報告が義務化されました(消防法第36条)」

規模（複合用途防火対象物（16項）における考え方）

対象用途に供する部分の全部又は一部が…	対象用途に供する部分の床面積の合計が…
① 11階以上の階にある防火対象物	延べ面積 1万㎡以上
② 5階以上10階以下の階にある防火対象物	延べ面積 2万㎡以上
③ 4階以下の階にある防火対象物	延べ面積 5万㎡以上

(例)



※防災管理対象物全体が防災管理業務実施の対象になります。

防災管理制度4つの義務化の概要とは

1. 防災管理者の選任届出

防災管理者を選任し、大規模地震等に対応した消防計画の作成とその消防計画に併せて防災管理上必要な業務を実施させなければなりません。
※講習修了者等、一定の資格を有する者で、防火管理者と同一の者が防災管理者となります。

防災管理に係る

2. 消防計画の作成届出

地震災害特有の対応事項があり、防火のための消防計画だけでは十分な対応が困難です。大地震発生時の被害を想定し、家具・什器類の落下転倒防止などの被害軽減措置をとるとともに応急措置、救援救護、避難誘導等を円滑に行う消防計画を作成し、消防機関に届出を行わなければなりません。

3. 自衛消防組織の設置届出

※自衛消防組織の統括管理者及び各班の班長は、自衛消防業務講習の修了者等一定の資格を有する者となります。

火災や地震災害の被害を最小限にとどめるには、迅速かつ的確な対応が重要です。自衛消防組織は、「自分達の働く建物は自分達で守る」という考え方を基本に、初期消火や消防機関への通報、建物の利用者の避難誘導、救出救護等を行う人的な組織です。
なお、複数権原に分かれている場合は、共同して自衛消防組織を設置します。

4. 防災管理点検報告

防災管理点検資格者により主に上記1, 2, 3などについて点検を実施し、消防機関に報告を行わなくてはなりません。
また、防火対象物点検の義務対象物でもある場合は、両方の点検基準を満たさなければ、表示できません。

点検報告の流れ

点検の依頼



建物のオーナー等は、防災管理点検資格者に点検を依頼します。

点検の実施
報告書作成



防災管理点検資格者は防火管理上必要な業務等が基準に適合しているかどうかを点検し、その結果を報告書にまとめます。

報告書の提出



建物のオーナー等は、その報告書を消防長又は消防署長に提出します。

点検済証の表示



消防法令に適合している場合は、点検済証を1年間表示できます。



点検報告をしなかったものには、30万円以下の罰金又は拘留が、その法人に対しては、30万円以下の罰金が科されることがあります。

防火対象物点検資格者による点検とは

点検資格者は、次の項目を点検します。
(ここに示す点検項目は、その一部です。)



良好

防災管理者を選任しているか。



良好

避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。



良好

オフィス家具等の転倒、落下、移動防止措置が取られているか。



良好

訓練マニュアルに基づき、避難訓練が1年に1回以上実施されているか。
(指定避難場所等)



良好

非常食等が常備されているか。

特例認定

防災管理点検報告義務のある建物のオーナー等の申請により、消防長又は消防署長が検査し、特例要件に適合すると認められた建物は、3年以内に限り点検及び報告義務が免除され、また、利用者に当該建物が消防法令に適合している旨の情報を提供するため、防災優良認定証を表示することができます。

なお、防災管理定期点検報告及び防火対象物定期点検報告の義務のある防火対象物にあつては、防火・防災優良認定証を表示することができます。

「防災優良認定証」を表示することができます。

防火・防災特例認定の表示
〈法第36条〉

防災優良認定証



防火・防災優良認定証



表示



① 認定申請

③ 認定 (3年間有効)

認定を受けたものは点検・報告を免除

消防長又は消防署長



点検報告義務がある建物

② 検査

一般社団法人高知県消防設備協会加入の事業所で **防災管理点検資格者** がいる事業所は下表のとおりですので、防災管理点検を依頼する場合の参考にしてください。

事業所名	住所	TEL	FAX
乾防災(株)	高知市神田1053-1	088-832-7746	088-832-7747
岩井防災設備	高知市神田342-16	088-832-4544	088-832-4544
(有)共栄防災設備	高知市葛島4丁目2-29	088-884-1886	088-884-1887
三誠産業(株)	高知市高須新町3丁目4-4	088-882-2415	088-883-0824
サンポウ防災(有)	高知市棧橋通4丁目7-8	088-833-9398	088-833-9401
田所防災設備	高知市前里228-5	088-873-1206	088-873-1219
(株)中村防災サービス	高知市春野町仁ノ1549	088-894-4455	088-894-6446
(株)藤島	高知市南川添1-28	088-882-1333	088-882-1374
是信電設(株)	高岡郡四万十町本町9-3	0880-22-1006	0880-22-1104
縣消防設備	吾川郡いの町波川507-1	088-893-1087	088-893-1685